

「令和6年度おたねにんじん利用促進事業」業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、「おたねにんじん利用促進事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の目的

会津地方での長い栽培の歴史を持つ「おたねにんじん」について、以下の事業を実施することにより、地元住民や観光客等の認知度を向上させるとともに、地元等での利用促進を図る。

- (1) おたねにんじんフェア【飲食店】（以下「飲食店フェア」という。）
【担当部署：会津地方振興局】
- (2) おたねにんじんフェア【小売店】（以下「小売店フェア」という。）及び新たな需要喚起のための取組【担当部署：会津農林事務所】
- (3) おたねにんじんPR【担当部署：会津地方振興局】
- (4) 食育事業【担当部署：会津農林事務所】

3 業務内容

(1) 飲食店フェアの企画・実施

ア 飲食店フェア（会津管内）の開催

【内 容】

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町の会津地方振興局管内の13市町村（以下「会津管内」という。）の飲食店で、令和6年11月から令和7年1月のうち2か月程度、おたねにんじんを利用した料理を提供する飲食店フェア（会津管内）を実施し、地元住民や観光客のおたねにんじんに対する認知度向上を図るとともに、会津管内の飲食店におけるおたねにんじんの利用拡大につなげること。

【留意点】

- ① おたねにんじんの生産量が少ないことを考慮した上で、期間中に料理の提供を継続することができる店舗数及び料理提供数を、甲と協議の上で決定すること。
- ② ①で協議した数の料理を提供できるよう、集客につながるPRを実施すること。
- ③ 飲食店フェア（会津管内）終了後も参加店舗においては継続しておたねにんじんの料理を提供してもらえるようにすること。
- ④ 令和6年度に新たに参加する店舗又は新規におたねにんじんを利用した料理を開発する店舗が試作用におたねにんじんを調達する経費については、委託料の中から支出すること。

イ 飲食店フェア（県内(会津管内以外)）の開催

【内 容】

おたねにんじんの県内(会津管内以外)での認知度向上を図るため、上記の飲食店フェア（会津管内）と同期間、県内(会津管内以外)の飲食店で、おたねにんじんを利用した料理を提供する飲食店フェア（県内（会津管内以外））

を実施し、おたねにんじんに対する認知度の向上を図ること。

【留意点】

- ① 店舗数は生産状況を考慮し期間中に継続して料理を提供することができる料理提供数を、甲と協議の上で決定すること。
- ② ①で協議した数の料理を提供できるよう、集客につながるPRを実施すること。
- ③ 飲食店フェア（県内(会津管内以外)）終了後も参加店舗においては継続しておたねにんじんの料理を提供してもらえようようにすること。
- ④ 令和6年度に新たに参加する店舗又は新規におたねにんじんを利用した料理を開発する店舗が試作用におたねにんじんを調達する経費については、委託料の中から支出すること。

(2) 小売店フェア及び新たな需要喚起のための取組の実施

ア 小売店フェアの開催

【内容】

家庭での会津産おたねにんじんの認知度向上や利用促進のため、地元消費者等が食材を購入する量販店や直売所等の複数店舗で令和6年9月から12月のうち1、2週間程度、小売店フェアを開催し、おたねにんじん及び関連商品を販売して認知度の向上と消費を促すこと。

なお、販売店舗数は、おたねにんじんの供給可能な範囲とすること。

【留意点】

- ① 販売店舗等において、おたねにんじんの調理法が分かるよう、甲が提案するこれまでに考案した料理のレシピを添えること。
- ② 小売店フェアの実施を多くの人に認知してもらえようPR等を実施すること。
- ③ 販売数を増加させるため、マネキンの配置や会津おたね人参の非公認キャラ「おたねくん」を活用するなど、PR等について工夫を凝らし、販売促進を図ること。

イ 会津管内の宿泊施設での活用等の検討

【内容】

- ① 新たな需要喚起につながるよう3か所以上の地元宿泊施設と連携し、宿泊客等の夕食等におたねにんじんを利用した料理を提供することとし、料理の提供期間は(1)の飲食店フェアと同期間を基本に実施する。
- ② おたねにんじんを利用した料理を提供した宿泊施設の宿泊客に対して、おたねにんじんの会津地方での栽培の歴史や理解を深めるような取組を行うこと。

【留意点】

- ① 宿泊者等に提供する食事メニューにおたねにんじんを利用した料理を1品程度組み込むこととし、メイン、サイド、デザート等のジャンルは問わない。
なお、宿泊施設において、既におたねにんじんを利用した料理を提供している場合は、その料理の提供でも可とする。
また、料理の提供に当たっては、会津産おたねにんじんであることを宿泊客等に対してPRすること。
- ② 宿泊客等に対し、おたねにんじんに関するリーフレットを配布するとともに、パネル等を活用することにより、おたねにんじんへの理解を深めてもらう。
なお、パネル等については、当該事業で作成したものと同一のものでも可能と

する。

- ③ 宿泊施設内でおたねにんじん加工品等の販売を依頼し、地産地消の推進を図ること。
- ④ 料理の提供期間中に、おたねにんじんへの理解を深めてもらうためのイベントや企画を合わせて実施すること。

ウ 販売会等イベント

【内 容】

地元住民や観光客等の認知度向上や利用促進を図るため、道の駅などの集客施設や宿泊施設等において、おたねにんじん関連商品の販売会等を2か月に1回程度行うこと。

また、販売会等の開催に合わせて、おたねにんじんの会津地方での栽培の歴史や理解を深めるような取組を行うこと。

【留意点】

- ① 実施時期や詳細な内容については、甲（会津農林事務所）及び乙が協議の上、決定する。
- ② 既に集客施設等で関連商品の販売を行っている者がいる場合には、事前に調整を図り、おたねにんじん関連商品の販売数向上につながるような取り組みとすること。
- ③ 販売会等において、販売促進のための試食等を行う場合は、感染症等の状況を考慮して実施すること。

エ 需要動向調査等

【内 容】

会津管内のおたねにんじんの年生別の生産状況やニーズについて分析し、おたねにんじんの集出荷、流通販売体制の仕組みづくりの一助とする。

- ① 飲食店フェア、小売店フェア及び会津管内の宿泊施設での活用において、実施施設及び利用客を対象にアンケート調査を行い、おたねにんじんのニーズや求める商品等の需要を把握すること。
- ② アンケート調査の結果を資料としてまとめることとし、調査項目については、甲（会津農林事務所）と協議の上、決定すること。

【留意点】

- ① 報告書は以下の内容を盛り込むこと。
 - (ア) 甲（会津農林事務所）から提供される生産状況調査結果を基に会津管内のおたねにんじんの生産状況（出荷量）をとりまとめる。
 - (イ) 飲食店フェア参加店舗及びおたねにんじんを利用した料理を提供した宿泊施設のおたねにんじんの購入先、種類、量、時期等を踏まえた会津管内の食用としての需要についてまとめる。
 - (ウ) 上記(ア)及び(イ)のとりまとめ結果や飲食店フェア参加店舗及びおたねにんじんを利用した料理を提供した宿泊施設の流通販売体制を参考とし、おたねにんじんを円滑に供給する上での課題と今後の対応策をまとめる。
- ② 報告書の作成にあたっては、甲（会津農林事務所）と協議し取りまとめる。

(3) おたねにんじんPR

ア おたねにんじんPR（新聞、テレビ、フリーペーパー等による広告）

【内 容】

地元住民等の認知度向上を図るため、地方紙（地方新聞）、テレビ、フリーペーパー等の媒体を使って、県内向けに広告を4回以上掲載すること。

広告については、地方新聞（全5段広告以上）で2回以上、テレビ（10分程度）で1回以上、フリーペーパーで1回以上掲載すること。

【留意点】

- ① 広告の掲載時期や詳細な内容については、甲（会津地方振興局）及び乙が協議して決定する。
- ② 広告の内容は、上記（1）（2）の飲食店フェア及び小売店フェアの周知で3回以上とし、生産の現状又は6次化商品等の紹介で1回以上とする。

イ おたねにんじんPR（SNS等による情報発信）

【内容】

飲食店フェア、小売店フェア及び食育事業等の各イベント時において、SNS等での情報発信を行うこと。

【留意点】

- ① SNS等での情報発信については、Instagram、YouTube 及び Facebook への広告配信の実施や乙のホームページへのニュース配信のほかインターネットニュース等を活用するなど、Instagram のフォロワー数の増加、Facebook のいいね数の増加につなげるとともに、Web サイトの閲覧数を増加させること。
- ② SNS等を活用して情報発信を行った場合には、閲覧数等を集計し、おたねにんじんに関心を示した年齢層等を分析したレポートを作成すること。

ウ その他おたねにんじんPR

【内容】

おたねにんじんの認知度向上及び販売促進につながる効果的なPR方法を提案すること。

【留意点】

詳細な内容については、甲（会津地方振興局）及び乙が協議して決定する。

（4）食育事業

【内容】

会津管内の複数の小中学校において、おたねにんじんを利用した料理を学校給食で提供し、子どもやその保護者に伝統的な食材への理解を深めてもらい、認知度向上を図る。

【留意点】

- ① 実施する小中学校や実施時期は甲（会津農林事務所）が指定し、小中学校との連絡調整や材料の手配等は乙が実施すること。
- ② 学校給食での提供を希望する小中学校に対し、事前にレシピを提供するため、乙は会津大学短期大学部食物栄養学科「左ゼミ」（左一八教授）に「レシピ開発（3品程度）」及び「おたねにんじんに関するレジュメの作成」を依頼することとし、給食提供日の2か月前までに完成させること。
また、レシピ開発及びレジュメ作成に係る経費については、委託料の中から支出すること。
なお、レシピ開発後、甲（会津地方振興局）と協議の上、電磁的記録を提出すること。
- ③ おたねにんじんの学校給食での提供を希望する小中学校から事前に材料の

提供希望があった場合には、試作用材料を配布すること。

なお、おたねにんじんを利用した料理の給食材料代（試作用材料を含む。）は、委託料の中から支出すること。

- ④ 学校給食での提供の際、一部の小中学校に対し、マスコミによる取材を依頼するとともに、会津おたね人参の非公認キャラ「おたねくん」を活用するなど、工夫を凝らしたPR等を実施すること。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届【別紙第1号様式】
- ・事業実施計画書（スケジュール等を含む）（任意様式）
- ・業務実施体制図
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届【別紙第2号様式】
- ・実績報告書【別紙第3号様式】
- ・収支決算書【別紙第4号様式】
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

5 成果品

委託契約書に定める成果品は次のとおりとする。

- (1) 飲食店フェア及び小売店フェア実施報告書
- (2) 需要動向調査等報告書
- (3) 新たな需要喚起のための取組に関する実施報告書
- (4) おたねにんじんPR作成物一式
- (5) SNS等での情報発信に関する実施報告書
- (6) 食育事業実施報告書
- (7) 開発したレシピの電磁的記録
- (8) その他、甲が必要と認めるもの

6 委託料の概算払

委託契約書の規定に基づき委託料の一部又は全部を概算払することができる。

7 留意事項

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、すべて甲に帰属するものとする。
- (2) 本業務として作成した各種コンテンツは、甲や関係する団体における二次利用又は広報物への掲載等を行う場合がある。

なお、二次利用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、各種コンテンツの制作等に当たっては必要な許諾を得ること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。